



発行 東京都

目次

58

条例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成一三年環境省令第二一号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準等を改めず。

（一）暫定排水基準の一部を見直します。

（例）ほうろう鉄器製造業におけるほう素及びその化合物の暫定排水基準

一リットル当たり五〇ミリグラム→一リットル当たり四〇ミリグラム

（二）暫定排水基準の適用期限を平成三一年六月三〇日まで延長します。

二 この条例は、平成二八年七月一日から施行します。

条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都条例第九十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附則別表備考以外の部分を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 （単位 ほう素として、 一リットルにつきミリ グラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	三〇 四〇
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場であるものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇

<p>金属鉱業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ葉製造業（うわ葉瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	<p>ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ葉製造業（ほうろううわ葉を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。）</p>
一〇〇	一四〇	五〇〇	一二	一五		三〇	四〇	五〇	

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

附則

以下この項において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

